

平成31年度版林務部コンプライアンス推進行動計画の概要

資料3

林務部コンプライアンス推進本部

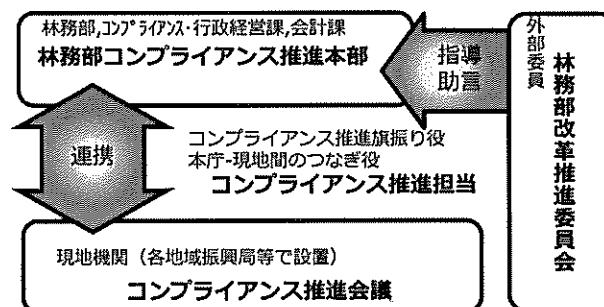
行動計画の改訂にあたって

- 大北森林組合補助金不適正受給事案の一因を作った、私たち、長野県林務部は、次の4つの過ちについて反省しなければなりません。
①目標達成等のため、業務執行にあたり不適切な手段・手法を選択したこと、②組織として防ぐための手立てを講じられず、不適切な事案を一部把握した際にも適切な対応がとれなかつたこと、
③地域の実情を十分考慮せず目標を設定し、実態を十分に把握しないまま事業を推進したこと、④従来の森林組合に対する指導監督では事案を抑止できなかつたこと
- 本行動計画は、こうした事案に対する反省と「今後の林務行政が今後どうあるべきか」という視点等を踏まえて、林務部コンプライアンス推進本部での議論や現地機関職員の意見等に基づき、再発防止にむけた取組をとりまとめたものです。
- 私たち林務部は、今回の事案発生を真摯に反省し、再発防止に向けて、自分たちの業務を徹底的に改善する取組を進めます。
- 取組の推進にあたっては、「県民起点で 県民に信頼され、期待に応えられる県行政を目指します。 職員が高い志と仕事への情熱を持って活躍する県組織を目指します。」という長野県行政経営理念のビジョン（目指す姿）を常に意識し、「自らの業務が適切か常に点検・議論し、行動する」ことをお約束いたします。
- 平成31年度の行動計画の改定にあたっては、「林務部改革推進委員会の意見」や「林務部改革プロジェクトチームからの提案」等を踏まえ、行動計画の「必須」と「選択」の取組を一部見直しました。

1 「県民起点」の意識改革

(1)コンプライアンス(※)意識の定着・向上

- ① 林務部コンプライアンス推進本部、現地機関コンプライアンス推進会議の運営(必須)
- ② 林務部改革推進委員会による取組の指導・助言（必須）



- ③ 林務部改革プロジェクトチームによる民間企業訪問研修、行動計画の見直し提案等（必須）
- ④ 長野県行政経営理念、長野県行政経営方針の理解・定着（必須）
- ⑤ 新たに林務部に配属された職員に対する研修の実施（必須）
- ⑥ 各所属で林務部コンプライアンス推進行動計画を基にワークショップ等を開催、業務改善に繋がる星取表を作成（必須）
- ⑦ 星取表を用いて定期的な進捗管理等を行う（必須）
- ⑧ 規範意識醸成のため職場内研修会を実施（必須）
- ⑨ 宴会の開催案内や冒頭挨拶で注意喚起（必須）
- ⑩ コンプライアンスに関する「誓い」の提出（必須）

(2)適正な業務の実施

- ⑪ 計画ありきではなく現場実態を踏まえ、現地要望等に沿った予算を適切に執行するとともに定期的に予算執行状況の進捗管理を実施（必須）
- ⑫ 引継書を組織で共有し、業務引継が確実に行われるよう徹底（必須）

(3)職員のモチベーション向上

- ⑬ コンプライアンスの視点を踏まえた業務目標・チャレンジ目標の設定（選択）
- ⑭ 森林・林業行政の歴史や現状、取組方針等を共有（必須）
- ⑮ 「頑張った」あるいは「きらりと光る」取組の収集・発信（必須）

2 風通しのよい対話にあふれた組織づくり

(1)コミュニケーションの活性化

- ⑯ メール、テレビ会議等を活用して、コミュニケーション機会を増やす（必須）
- ⑰ 林務部部課室長その他関係する職員が現地機関を訪問するなど、直接課題を把握する機会を増やす（必須）
- ⑱ 係や担当を越えて業務を助け合う（必須）
- ⑲ 組織的に課題を早期把握し、的確に対応するためのマネジメントを課単位・係単位などで試行・実践（選択）

(2)広報・情報発信の充実

- ⑳ 業務内容や取組状況等を積極的に情報発信及びSNSを活用した情報発信の簡素化（必須）

3 しごと改革（しごとの質と生産性の向上）

(1)職員の能力向上

- ㉑ 専門研修や担当者会議の実施による業務に必要な専門的知識や技術の習得（必須）
- ㉒ 業務や所属にとらわれない自由な知識・技術研鑽の場「林務部オープンミーティング」を設ける（必須）

(2)人員配置の最適化

- ㉓ 各所属の実態やニーズの把握と人員配置の最適化、部局や職種を超えた人事異動（必須）

(3)「しごと改革」による業務の改善・効率化

- ㉔ 職員自らの工夫・実践により、成果を上げた取組を「改善提案」として展開し、業務の効率化を図る（必須）
- ㉕ 造林事業をはじめとする不適正受給が発生した事業での再発防止策の定着状況等を検証し、適正な業務実施とともに効果的・効率的な手法等への改善（必須）

(4)市町村・森林組合等関係団体との適切な連携

- ㉖ 市町村等との連携の強化・仕組みづくり（選択）
- ㉗ 森林組合の常例検査（全面検査）へ公認会計士等の同行（必須）

※ コンプライアンスとは、単に法令を遵守するということだけではなく、「社会からの要請を常に真摯に捉え、思考・議論した上で自らの業務に取り込んでいく」という意味で使っています。